

投票の方法

①東京都選出議員選挙の投票方法

最初に薄い黄色の投票用紙に、東京都選出議員選挙の候補者名を書いてください。

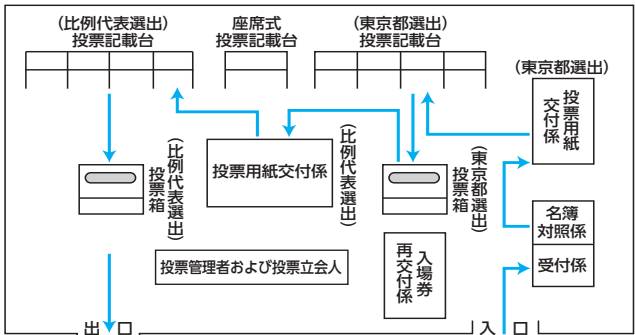


②比例代表選出議員選挙の投票方法

次に白色の投票用紙に、比例代表選出議員選挙の候補者名または政党名を書いてください。



投票所例(投票順路)



今回の選挙から、18歳未満の子どもも選挙人と共に投票所に入ることができるようになりました。

このような投票は無効になります

- ①複数の候補者名や政党名を書いた投票
- ②候補者名や政党名とともに、そのほかのことを書いた投票
- ③候補者名や政党名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)
- ④どの候補者や政党に投票したか確認できない投票

代理投票・点字投票

心身の状態などにより自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」が、目が不自由な方は「点字投票」が利用できますので、投票所の係員へお申し出ください。

車いすなどを貸し出します



投票所には、車いすや老眼鏡、コミュニケーションボードを用意しています。必要な方は、投票所の係員へお申し出ください。

あなたの投票所を確認しましょう

投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券に記載された投票所を確認してください。

選挙公報をお届けします

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、7月1日(金)～3日(日)に各家庭へお届けし、市政窓口やコミュニティセンターにも設置します。

三鷹市職員を募集

☎職員課☎内線2235

職 種 ①土木技術、②建築技術、③電気技術、④土木技術、⑤建築技術、⑥電気技術(いずれも若干名、④～⑥経験者採用)

資 格 ①～③昭和62年4月2日～平成9年4月1日生まれの方、④～⑥昭和60年4月2日～62年4月1日生まれの方で実務経験が4年以上、55年4月2日～60年4月1日生まれの方で実務経験が8年以上、51年4月2日～55年4月1日生まれの方で実務経験が13年以上(⑤は建築基準適合判定資格者、構造設計一級建築士または一級建築士)

勤務時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(時間、休日は配置先により異なる)

給 与 月額初任給208,380円(地域手当を含む)に経験年数を加算
※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。

試験日程 第1次試験(①～③教養・専門、④～⑥事務能力検査・基礎能力検査)＝7月24日(日)

申7月11日(月)(消印有効)までに受験申込書(写真貼付)・受験票返信用切手(52円)を特定記録郵便で「〒181-8555職員課」へ

※くわしくは募集要項(市ホームページ、同課〈市役所3階〉、市政窓口、市立図書館で入手可)をご覧ください。

三鷹市職員採用セミナーを開催します

内容、申込方法などくわしくは市ホームページをご覧ください。

日①6月29日(水)午後7時～8時30分、②7月1日(金)午後1時～4時15分

所①三鷹ネットワーク大学、②三鷹市公会堂さんさん館

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

☎総合保健センター☎46-3254

受診の際は、必ず健康保険証をお持ちください。

①休日診療所(内科・小児科)

午前10時～11時45分、午後1時～4時30分、午後6時～9時30分

②小児初期救急平日準夜間診療所(こども救急みたか)

午後7時30分～10時30分(受付は午後10時まで)

③休日歯科応急診療所

三鷹市総合保健センター(新川6-35-28)

☎46-3234(当日電話連絡のうえ、来所)

午前10時～午後0時15分、午後1時30分～4時

④休日調剤薬局

三鷹市医薬品管理センター(上連雀7-4-8) ☎49-7766

午前10時～午後4時30分、午後6時～9時30分

⑤医療機関案内(24時間)

◆三鷹消防署 ☎47-0119

◆東京消防庁救急相談センター

短縮ダイヤル#7119(プッシュ回線のみ)

☎042-521-2323(多摩地区) ☎03-3212-2323(23区)

◆東京都保健医療情報センター(ひまわり)

☎03-5272-0303 [HP http://www.himawari.metro.tokyo.jp/](http://www.himawari.metro.tokyo.jp/)

⑥市内救急指定病院

◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎47-5511

◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎47-4848

◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎44-6161

①②はいずれも
三鷹市医師会館
(野崎1-7-23)

☎24-8199

①③④の受付は、日曜日・
祝日・年末年始です。

マイナンバーカード(個人番号カード)を 申し込まれた方へ

☎三鷹市マイナンバーコールセンター☎24-8901



マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が一括して作成し、市役所へ納品後、交付の準備が整い次第、順次「交付通知書」を送付しています。4月に申請され、5月までに市に納品された分については6月中に「交付通知書」を送付します。また、受取予約も集中しており、予約が取りにくい状態が続いていることから、7月から受取予約枠を拡大します。お急ぎの方にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

災害対策基本法に基づく 災害時に備えた名簿づくりにご協力ください

☎地域福祉課☎内線2662

市では、災害時の円滑な避難支援のため、次の避難行動要支援者の要件に該当する方の名簿を作成しています。

要件の①～⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき自動的に名簿に登録しました。要件の⑥⑦に該当する方で、名簿への登録を希望する方は、市までお申し出ください。

市が定める対象者の要件

- ① 75歳以上で一人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険の要介護1または2で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- ③ 介護保険の要介護3～5の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ ③④と同居する家族がすべて75歳以上の方
- ⑥ 難病で避難に支援が必要な方
- ⑦ 75歳以上で日中独居の方など、避難に支援が必要と思われる方

関係機関との名簿情報の共有

名簿に登録された方の情報は、本人の同意が得られた場合は、平常時から関係機関(三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、民生・児童委員、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合)と共有します。また、提供に同意しない場合でも、災害時には生命保護のため関係機関に提供する場合があります。

新たな登録対象者へ情報提供同意書を7月に郵送します

新たに名簿登録の対象者になった方と、昨年度に同意確認をいただけなかった方に、関係機関への情報提供に同意・不同意の確認をするための通知(情報提供同意書)を順次お送りします。お手元に通知が届いたら、同意・不同意の意向と、必要項目(※)を記入し、期限までに返送してください(下表のとおり)。

郵送時期 (予定)	地域	返送期限
7月1週	中原、北野、野崎、大沢	8月5日(金)
7月2週	下連雀	8月12日(金)
7月3週	上連雀、井口、深大寺	8月19日(金)
7月4週	牟礼、井の頭、新川	8月26日(金)

※必要項目(名簿に記載する項目)

氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、対象となる要件、特記事項、緊急時の連絡先(氏名・続柄・住所・電話番号)、地域支援者(氏名・住所・電話番号)

名簿情報の共有と支援に関する説明会

避難支援体制の拡充を図るため、説明会を開催しています。

人町会、自治会、マンション管理組合 **申**同課☎内線2662へ